

《翻訳》

UNCITRAL 仲裁規則

(2013年に採択された第1条4項付)

矢澤 昇 治

〈内容〉

総会決議68/109

UNCITRAL 商事仲裁規則 (2013年に採択された第1条4項付)

第1章 総則

- 第1条 適用の範囲
- 第2条 通知と期間の計算
- 第3条 仲裁の通知
- 第4条 仲裁の通知に対する答弁
- 第5条 代理と補佐
- 第6条 指名かつ任命する機関

第2章 仲裁廷の構成

- 第7条 仲裁人の数
- 第8～10条 仲裁の申立て
- 第11～13条 仲裁人の開示と忌避
- 第14条 仲裁人の代替
- 第15条 仲裁人の代替の場合における審問の反復
- 第16条 免責

第3章 仲裁手続

- 第17条 総則
- 第18条 仲裁地
- 第19条 言語
- 第20条 申立ての陳述
- 第21条 防御の陳述
- 第22条 申立書と答弁書の補正
- 第23条 仲裁廷の管轄に関する抗弁
- 第24条 陳述書の追加

- 第25条 期限
 - 第26条 仮の措置
 - 第27条 証拠
 - 第28条 審問
 - 第29条 仲裁廷により任命された鑑定人
 - 第30条 懈怠
 - 第31条 審問の終結
 - 第32条 異議申立権の放棄
- 第4章 仲裁判断
- 第33条 決定
 - 第34条 仲裁判断の形式と効力
 - 第35条 準拠法、友誼的仲裁人
 - 第36条 和解または他の終結理由
 - 第37条 仲裁判断書の解釈
 - 第38条 仲裁判断書の訂正
 - 第39条 追加的仲裁判断
 - 第40条 費用の定義
 - 第41条 仲裁人の料金と報酬
 - 第42条 費用の割当
 - 第43条 費用の寄託
- 附則
- 契約のためのモデル仲裁条項
 - 放棄の記載の可能性
 - 規則第11条による独立性のモデル陳述書

協定に基づく投資家対国家間仲裁における透明性の確保に関する UNCITRAL 規則

- 第1条 適用の範囲
 - 規則の適用可能性
 - 規則の適用
 - 仲裁廷の裁量と権限
 - 抵触する場合の適用方法
 - UNCITRAL 仲裁でない仲裁における適用
- 第2条 仲裁手続の開始時における情報公開
- 第3条 記録の公開
- 第4条 第三者による書類の提出
- 第5条 協定の非紛争当事者による文書の提出
- 第6条 審問

- 第7条 透明性に関する例外
秘匿され、または、保護される情報
仲裁手続の無欠性
- 第8条 公開された情報の保管

2013年12月16日の総会により採択された決議

[第6委員会の報告(A/68/462)に基づいて]

総会決議68/109、国連 UNCITRAL の協定に基づく投資家対国家間仲裁における透明性の確保に関する規則と仲裁規則の商事仲裁規則（2010年に改定され、2013年に採択された新第1条4項付）

総会は、

国際取引の拡張的な発展において、国際取引法の漸次的な調和と統一を促進する権限を有し、また、すべての人々の利益、特に開発途上国の人々の利益を心に明記して、国際連合国際取引法委員会（UNCITRAL）を設立した、1966年12月の決議2205（XXI）を喚起し、

国際関係の文脈で生じうる紛争を解決する方法としての仲裁の価値、また、協定に基づく投資家対国家間紛争の解決のための仲裁の広範囲の利用を認識し、

国際取引法に関する国際連合国際取引法委員会の仲裁規則の利用を推薦した、1976年12月15日の決議31/98および2010年12月6日の65/22を喚起し、

仲裁規定が協定に基づく紛争のために広範囲に利用されていることを心に明記し、

仲裁規定が投資協定に基づく投資家対国家間紛争において、そのような仲裁に関連する公益を考慮すると、透明性の確保に関する規定の必要性を認識し、

協定に基づく投資家対国家間仲裁における透明性の確保に関する規則が国際投資紛争の公平かつ効率的な解決のための調和のとれた法的枠組の確立のために有意義に寄与し、透明性と説明可能性を増加し、さらに、良き統制を促進するであろうことを信じ、

委員会がその第46会期において、協定に基づく投資家対国家間仲裁における透明性の確保に関する規則を採択し、また、2010年に改定された仲裁規則の新しい第1条4項に、透明性の確保に関する規則の参照を含めるように改定したことを明記し、

また、透明性の確保に関する規則が仲裁規則もしくは他の特別の手続とは別の規則の下で開始された協定に基づく投資家対国家間仲裁においても利用されうることを明記し、

さらに、透明性の確保に関する規則の準備が委員会の然るべき考慮の主題であったこと、また、その規則は、諸国の政府および関係を有する非政府または国際的な NGO から、諮問を受けていることを明記し、

- 1 委員会に、協定に基づく投資家対国家間仲裁における透明性の確保に関する規則、また、その第46会期の作業に係る委員会の報告書に添付される、また、(2010年に改定され、2013年に採択された新しい第1条4項) 仲裁規則を準備し採択したことについてその評価を表明する。
- 2 事務総局に、透明性の確保に関する規則と共に、仲裁規則 (2010年

に改定され、2013年に採択された新しい第1条4項の記載された)を、また、単独の規定として、電磁媒体の使用を含めて、公開しかつ流布すること、また、紛争解決の分野に関係している政府と機関にそれらの規定を発信することを求める。

- 3 透明性の確保に関する規則第1条に定義されるところのそれらの適用範囲に含まれる投資紛争の解決に関連して、この規則の使用を推奨し、また、それらの協定にこの規則を包含することを選択した構成国に、適宜に委員会に情報を提供するよう要請する。
- 4 また、透明性の確保に関する規則に規定されるよりも高度な透明性を求める関連する協定に何らかの規定が存在することを条件として、それらの規定は、これらの協定に合致する範囲で、適切な機関を通して、本規則が発効する前に締結された投資者また投資者の保護を規定する協定により開始された投資家対国家間仲裁に適用されることを推奨する。

第68全体会合

2013年12月16日

UNCITRAL 仲裁規則 (2013年に採択された第1条4項付)

第1章 総則

第1条 適用の範囲

1. 当事者が契約に関わるか否かを問わず定義された法的関係に関する当事者間の紛争が UNCITRAL 仲裁規則の下での仲裁に付託されると合意したときには、その紛争は、当事者が合意する修正の下で、本規則にしたがい解決されるものとする。
2. 2010年8月15日以降に締結された仲裁合意の当事者は、仲裁の開始時に発効している本規則に付託したと推定されるものとする。ただし、当事者が特別な版の規則を適用することに合意したときは、この限りでない。この推定は、仲裁合意が2010年8月15日以前になされた申込みをその日以後に受け取ることにより締結されたときには、適用されない。
3. 本規則は、本規則中の何かが当事者の違背できない仲裁の準拠法の規定と抵触しており、その規定が優越するときを除き、仲裁を支配するものとする。
4. 本規則は、投資または投資者の保護を定める協定に基づき創設された投資家対国家間仲裁について、協定に基づく投資家対国家間仲裁における透明性の確保に関する規則第1条にしたがい、協定に基づく投資家対国家間仲裁における透明性の確保に関する UNCITRAL 規則（以下では、「透明性に関する規則」という。）を含む。

第2条 通知と期間の計算

1. 通知書、通信書または提案書を含む通知は、その通達記録を提供し

または許容するときには、あらゆる伝達手段により送達されうる。

2. 宛先が一方当事者により特に指定され、また、仲裁廷により認可されたときには、すべての通知は、当該当事者の当該宛先に送達されるものとする、また、このように送達されたときには、受領されたとみなされるものとする。ファクシミリやEメールなどの電子的手段による送達は、そのように指定されまたは認可された宛先にのみなされうる。
3. そのような指定や認可がないときには、通知は、
 - (a) 名宛人に物理的に配達されたときに、もしくは、
 - (b) 名宛人の就業地、常居所もしくは郵送の宛先に配達されたときに、受領されたとみなされる。
4. 合理的な努力を尽くした後で、配達の本条2項または3項にしたがい実施されなかったときには、通知は、名宛人の最後の知られたる就業地、常居所もしくは郵便の宛先に、書留郵便または配達記録または試みられた配達記録を提供する他の手段により送付されたときには、受領されたとみなされる。
5. 通知はそれが本条第2項ないし第4項にしたがい送達され、または、第4項にしたがい送達が試みられた日に受領されたとみなされるものとする。電子的手段によりなされた通知が、そのようになされた仲裁の通知が名宛人の電子アドレスに到達する日に受領されたと専ら受領されたとみなされるときは、この限りでない。
6. 本規則の下で期限を計算する目的で、その期限は通知が受領された翌日に開始するものとする。その期限の最終日が名宛人の常居所または就業地で公的な休日もしくは労働日ではないときには、その期限は、その日に続く最初の労働日まで伸張される。期限の徒過する間の公的な休日もしくは非労働日は期限を計算するときに算入される。

第3条 仲裁の通知

1. 仲裁に付託し始める1名または複数の当事者（以下、「申立人」という。）は、他の1名または複数の当事者（以下、「相手方」という。）に対して、仲裁の通知書を送達するものとする。
2. 仲裁手続は、仲裁の通知が相手方により受領された日に開始するとみなされるものとする。
3. 仲裁の通知には、以下に掲げる事項を含むものとする：
 - (a) 紛争が仲裁に付託されるとの請求
 - (b) 当事者の氏名と連絡先の詳細
 - (c) 援用される仲裁合意の同一証明
 - (d) 紛争が生じた、または、関連する契約書または他の法的文書の同一証明、そのような契約書または文書が存在しないときには、関係関係の簡略な記載
 - (e) 請求の簡略な記載と関連する金額の指示
 - (f) 救済方法もしくは求める救済
 - (g) 当事者が事前にそれに同意していないときには、仲裁人の数、言語ならびに仲裁地
4. 仲裁の通知には、また、以下に掲げる事項を含みうる。
 - (a) 第6条第1項に言及される任命機関の指定の提案
 - (b) 第8条第1項に言及される単独の仲裁人の任命の提案
 - (c) 第9条または第10条に言及される仲裁人の任命の通知
5. 仲裁廷の構成は、仲裁の通知書の不完全に関する議論により妨げられてはならない。この論争については、仲裁廷により最終的に解決されるものとする。

第4条 仲裁の通知に対する答弁

1. 仲裁の通知の受領後30日以内に、相手方は、以下に掲げる事項を含

む仲裁の通知への答弁書を申立人に送付するものとする。

- (a) 各相手方の氏名と連絡の詳細
- (b) 第3条第3項(c)ないし(g)により仲裁の通知に言及された情報への答弁

2. 仲裁の通知に対する答弁書には、また、以下に掲げる事項を含みうる：

- (a) 本規則の下で構成される仲裁廷が管轄に欠如するとの抗弁
- (b) 第6条第1項に言及される任命機関の指定の提案
- (c) 第8条第1項に言及される単独の仲裁人の任命の提案
- (d) 第9条または第10条に言及される仲裁人の任命の通知
- (e) 存在するならば、関連する場合を含む相殺のための反対申立てまたは申立ての簡潔な記載、関連する金額の指示ならびに救済方法もしくは求める救済
- (f) 相手方が申立人以外の仲裁合意の当事者に対して申し立てるときには、第3条にしたがった仲裁の通知

4. 仲裁廷の構成は、仲裁の通知に対する答弁書を送達することの相手方の懈怠、または、仲裁の通知への不完全また遅れた答弁により妨げられてはならない。この議論については、仲裁廷により最終的に解決されるものとする。

第5条 代理と補佐

各当事者は、その者により選任された者により代理または補佐されうる。それらの者の氏名と宛名は、すべての当事者および仲裁廷に通知されなければならない。その通知には、任命が代理または補佐の目的でなされたかを明記しなければならない。ある者がある当事者の代理人として行為するときには、仲裁廷は、その発意または当事者の要請に基づき、いつでも、仲裁廷が決定する方式で代理人に付与された権限の証明を求めることがで

きる。

第6条 指名かつ任命する機関

1. 当事者が既に任命した機関の選択について合意していなければ、当事者、いつでもハーグ常設裁判所（以下、「PCA」という。）の事務総長を含む、その中の1つが任命する機関として業務を行う1つないし複数の施設と人の名前を提案することができる。
2. 前項にしたがってなされた提案が他のすべての当事者による受領後30日以内に、すべての当事者が任命する機関の選択について合意しなかったときには、いかなる当事者もPCAの事務総長に任命機関を指名するよう求めることができる。
3. 本規則が、当事者が任命機関に関する事項に言及しなければならない期限を定めたときで、かつ、いかなる任命機関も合意され、また、指定されなかったときには、その期限は、当事者が任命機関に合意しまたは指定する手続を開始した日から、そのような合意または指定の日まで伸張される。
4. 第41条第4項に言及される場合を除き、任命機関が行為することを拒絶し、または、仲裁機関が当事者からそのように行為する要請を受領した後30日以内に仲裁人を選任することを怠り、または、当事者がそのように行為する要請を受領した後相当の期間内に仲裁人の忌避について決定することを怠るときには、すべての当事者は、PCAの事務総長に代替する任命機関を指定するよう求めることができる。
5. 本規則の下の職務を遂行するにあたり、任命機関とPCAの事務総長は、当事者および仲裁人より、必要と思料する情報を求めることができる。また、当事者は、適宜であるときには、仲裁人に、適切であると考慮する仕方で見解を提示する機会を与えるものとする。任命機関及びPCAの事務総長に対する、または、仲裁人からのすべ

てのそのような連絡事項は、他のすべての当事者に送達により提供されるものとする。

6. 任命機関は、第8ないし10条または第14条仲裁人を任命するよう求められたときには、要請をした当事者は、仲裁の通知書の写し、また、存在するときには、仲裁の通知書に対する答弁書を任命機関に送付するものとする。
7. 任命機関は、独立かつ公正な仲裁人の任命を確保するに資する考慮に留意するものとする、また、当事者の国籍以外の国籍を有する仲裁人を任命することの妥当性を考慮に入れるものとする。

第2章 仲裁廷の構成

第7条 仲裁人の数

1. 当事者が仲裁人の数について事前に合意していなかったとき、また、相手方による仲裁の通知書の受領後30日以内に、当事者が単独の仲裁人だけであることに合意しなかったときには、3名の仲裁人が任命されるものとする。
2. 第1項にもかかわらず、第1項に定められた期限内単独の仲裁人を任命する一方当事者の申込みに、他の当事者が返答しなかったとき、また、1名または複数の当事者が第9条または第10条にしたがって2人目の仲裁人を任命しないときには、任命機関は、一方当事者の求めに応じて、第8条第2項に定められた手続にしたがって、事件の状況に照らして適宜であると決定するときには、単独の仲裁人を任命することができる。

仲裁の申立て（第8～10条）

第8条

1. 当事者が単独の仲裁人が任命されることに合意したときで、かつ、

単独の仲裁人の任命を求める提案の他のすべての当事者により受領後30日以内に、当事者がそれについて合意に達しなかったときには、当事者の求めに基づき、単独の仲裁人が任命機関により任命されるものとする。

2. 任命機関は、可及的速やかに単独の仲裁人を任命するものとする。任命するにあたり、任命機関は、下記の名簿人手続を使用するものとする。ただし、当事者が名簿人手続をしてはならないことに合意しているとき、または、任命機関が、その裁量で、名簿人手続の使用が事件には適切でないと決定するときはこの限りでない。
 - (a) 任命機関は、少なくとも3名の氏名を含む同一の名簿を各当事者に通知するものとする。
 - (b) この名簿の受領後15日以内に、各当事者は、反対する氏名を消去し、その名簿上に残存する氏名を選好する順に番号をつけた後で、任命機関にその名簿を返却することができる。
 - (c) 上記の15日の期間の徒過後、任命機関は、返却された名簿上では認められた氏名の中から、当事者により指示された選好の順位にしたがい、単独の仲裁人を任命するものとする。
 - (d) 何らかの理由で、任命がこの手続によりなされえなかったときには、任命機関は、単独の仲裁人を任命するその裁量権を行使することができる。

第9条

1. 3名の仲裁人が任命さるべきときには、各当事者は1名の仲裁人を任命するものとする。かように任命された2名の仲裁人は、仲裁廷の長を務める仲裁人として行為する第3の仲裁人を選任するものとする。
2. 一方当事者からの1名の仲裁人の任命の通知の受領後30日以内に、他の当事者が任命した仲裁人を最初の当事者に通知しなかったときに

は、最初の当事者は、任命機関に第2の仲裁人の任命を求めることができる。

3. 第2の仲裁人の任命後30日以内に、2名の仲裁人が長を務める仲裁人の選任に合意しなかったときには、延長を務める仲裁人は、第8条の下で単独の仲裁人が任命されると同一の仕方、仲裁機関により任命されるものとする。

第10条

1. 3名の仲裁人が任命されるべき場合、かつ、申立人または相手方として多数の当事者がいるが、当事者が仲裁人の他の任命方法に同意しないときを除き、第9条第1項の目的で、多数当事者は、申立人もしくは相手方としてであると問わず、共同して、1名の仲裁人を任命するものとする。
2. 当事者が、仲裁廷は1名または3名以外の仲裁人の数の仲裁人で構成されるべきことに合意したときには、仲裁人は、当事者により合意された方法により任命されるものとする。
3. 本規則の下で、仲裁廷を構成することに懈怠のある場合には、任命機関は、当事者の求めがあれば、仲裁人を構成するものとする。また、その構成をするにあたり、既になされた任命を取り消し、各仲裁人を任命または再任命し、また、それらの内の1名を延長を務める仲裁人として指名するものとする。

仲裁人の開示と忌避（第11～13条）

第11条

ある者が仲裁人としてのあり得る任命に関連して申し込まれたときには、その者は、その公平性または独立性に関する正当化されうる疑問を生じうる状況を開示するものとする。仲裁人は、その者の任命のときから、また、

仲裁手続を通じて、当事者または他の仲裁人に遅滞なくそのような状況を開示するものとする。ただし、それらの者がこれらの状況についてその者から知らされていたときには、この限りでない。

第12条

1. 仲裁人の公平性または独立性に関して正当な疑問を生ずる状況が存在するときには、仲裁人は忌避されうる。
2. 当事者により任命された仲裁人は、任命がなされた後で知り得た理由でのみ、忌避されうる。
3. 仲裁人が行為することを怠り、または、仲裁人の職務を履践することが法律上または事実上不可能な場合には、第13条に定められた仲裁人の忌避に関する手続が適用されるものとする。

第13条

1. 仲裁人を忌避しようとする者は、忌避される仲裁人の任命の通知後15日以内に、また、第11条と第12条に記載された状況を知り得た後15日以内に、仲裁人の忌避の通知書を送付するものとする。
2. 忌避の通知書は、他のすべての当事者、忌避を申し立てられた仲裁人および他の仲裁人に通知されるものとする。忌避の通知書には、忌避の理由を記載するものとする。
3. ある仲裁人がある当事者により忌避を申し立てられたときには、すべての当事者はその忌避に同意することができる。また、その仲裁人も、忌避の申立後、その職務を辞退することができる。いずれの場合にも、この辞退は忌避の理由の正当性の承認を意味しない。
4. 忌避の通知日から15日以内に、すべての当事者がその忌避に同意せず、また、忌避を申し立てられた仲裁人が辞退しないときには、忌避を申し立てた当事者は、その忌避を訴追することを選択することがで

きる。その場合には、忌避の通知日から30日以内に、その当事者は、仲裁機関による忌避について決定を求めるものとする。

第14条 仲裁人の代替

1. 第2項の下で、仲裁人が仲裁手続の途中で代替された場合には、代替する仲裁人は、代替された仲裁人の任命と選択に適用される第8条ないし第11条に定める手続にしたがい任命され、選択されるものとする。この手続は、代替される仲裁人を任命する過程中、当事者が任命する、または、その任命に参加するその権利の行使を懈怠したとしても、適用されるものとする。
2. 当事者の求めに基づき、仲裁機関が、事件の例外的な状況に鑑み、ある当事者が代替する仲裁人を任命する権利を奪われたことが正当化されるならば、仲裁機関は、当事者および残余する仲裁人に意見を表明する機会を与えた後で、(a)代替する仲裁人を任命すること、または、(b)審問の終了後、他の仲裁人に仲裁の手続をなすことを許容し、また、その決定または仲裁判断をなすことができる。

第15条 仲裁人の代替の場合における審問の回復

仲裁人が代替したときには、手続は、代替される仲裁人がその職務をなすことを終了した段階で、再開されるものとする。ただし、仲裁廷が別段に決定するときは、この限りでない。

第16条 免責

意図的な不法行為に場合を除き、当事者は、準拠法の下で許容される十全な範囲で、仲裁人ならびに仲裁機関により任命されたすべての者に対する、仲裁に関連するすべての行為または不作為に基づくすべての請求を放棄する。

第3章 仲裁手続

第17条 総則

1. 本規則の下で、仲裁廷は、当事者が同等に取り扱われており、また、手続の適宜な段階で、各当事者が事件について意見を述べる相当な機会が与えられることを条件として、適切であると考慮する仕方では仲裁を行うことができる。仲裁廷は、その裁量権を行使するにあたり、不必要な遅滞と費用を回避し、当事者の紛争を解決するために、公平で効率的な進行を提供するよう手続をなすものとする。
2. 仲裁廷は、仲裁廷の構成後、また、当事者にその意見を表明するよう促した後で、可及的速やかに、仲裁の仮の日程表を定めるものとする。仲裁廷は、当事者にその意見を表明するよう促した後で、いつでも、本規則に定められ、また、当事者により同意されたすべての期限を伸張し、また、短縮することができる。
3. 仲裁廷は、手続の適宜な段階で、当事者が求めるときには、専門鑑定人を含む証人による証拠の提出のための審問を開催するものとする。その求めがなければ、仲裁廷は、その審問を開催するかどうか、または、手続が記録と他の資料に基づいてなされるかどうかを決するものとする。
4. 当事者による仲裁廷へのすべての通知は、その当事者により他のすべての当事者になされるものとする。そのような通知は、準拠法の下で仲裁廷がそのようになしうるならば、仲裁廷により別段に許容される場合を除き、同時になされるものとする。
5. 仲裁廷は、当事者の求めに基づき、1名またはそれ以上の第三者に、その者が仲裁合意の当事者であることを条件として、当事者として仲裁に加わることを許容することができる。ただし、仲裁廷が加わるべき者を含むすべての当事者に審問される機会を与えた後で、参加人が当事者のある者への不利益のゆえに許されるべきでないことを認定したと

きは、この限りでない。

第18条 仲裁地

1. 当事者が予め仲裁地について合意しなかったときには、仲裁地は、仲裁廷により事件の状況を勘案して決定されるものとする。仲裁合意は、仲裁地でなされたと推定されるものとする。
2. 仲裁廷は、評議のために必要であると思量するいかなる場所でも会合することができる。当事者による別段の合意がなければ、仲裁廷は、審問を含む他のいかなる目的のために適宜であると思量するいかなる場所でも会合することができる。

第19条 言語

1. 仲裁廷は、当事者の合意あることを条件として、その任命後速やかに手続において使用される一つまたは複数の言語を決定するものとする。この決定は、申立書、弁明書およびすべての他の文書、また、口頭審問がなされるときには、その審問において使用される一つまたは複数の言語に適用されるものとする。
2. 仲裁廷は、申立書または弁明書に添付されたすべての文書、また、手続の途中で提出された、それらの言語で提出されたすべての補充記録または証拠物に当事者により合意された、または、仲裁廷により決定された言語に翻訳を添付することを命ずることができる。

第20条 申立ての陳述

1. 申立人は、仲裁廷により決定された期限内に、相手方および各仲裁人に文書で記載された申立ての陳述書で通知するものとする。申立人は、仲裁の通知書が、本条第2項ないし第4項の必要条件にも適合することを条件として、第3条に記載された仲裁の通知を申立ての陳述

書として取り扱うことを選択することができる。

2. 申立ての陳述書には、以下に掲げる事項を含むものとする。
 - (a) 当事者の氏名と詳細な連絡先
 - (b) 申立ての根拠となる事実の記載
 - (c) 争点
 - (d) 救済方法もしくは求める救済
 - (e) 申立ての根拠となる法的理由または論拠
3. 申立ての陳述書には、紛争が生じたことに関連する、または、仲裁合意の契約書または他の法律文書の写しが添付されるものとする。
4. 申立ての陳述書には、可及的速やかに、申立人の依拠するすべての記録または他の証拠が添付されるものとし、または、それらについての言及を含むものとする。

第21条 防御の陳述

1. 相手方は、仲裁廷により定められた期限内に申立人と各仲裁人に文書で答弁の陳述書を通知するものとする。相手方は、仲裁の通知書への答弁書が、本条第2項の必要条件にも適合することを条件として、第4条に記載された仲裁の通知書への答弁書を答弁の陳述書として取り扱うことを選択することができる。
2. 答弁の陳述書は、申立ての陳述書（第20条第2項）の(b)ないし(e)号に対して抗弁するものとする。
3. 答弁の陳述書には、可及的速やかに、相手方の依拠するすべての記録または他の証拠が添付されるものとし、または、それらについての言及を含むものとする。
4. 答弁の陳述書、もしくは、仲裁手続の最後の段階で、仲裁廷が遅滞の状況の下で正当化されると決定するときには、仲裁廷がそれについて管轄を有することを条件として、相手方は、反対申立てをなし、相

殺の目的で申立てに依拠することができる。

第22条 申立書と答弁書の補正

仲裁手続の進行中、当事者は、反対申立てまたは相殺を目的とする申立てを含む、その申立書または答弁書を修正しまたは補充することができる。ただし、仲裁廷が、それをなすことによる遅滞、他の当事者への損害もしくはその他の状況に鑑み、その修正または補充を許容することが不適切であると考慮するときは、この限りでない。しかし、反対申立てまたは相殺を目的とする申立てを含む、その申立書または答弁書は、修正されまたは補充された申立書または答弁書が仲裁廷の管轄外となるような仕方では修正されまたは補充されえない。

第23条 仲裁廷の管轄に関する抗弁

1. 仲裁廷は、仲裁合意の存在または有効性に関する異議を含む、仲裁廷の管轄権について裁定を有するものとする。その目的のために、契約の一部を更正する仲裁条項は、契約の他の条項から独立する合意として取り扱われるものとする。契約が無効であるとの仲裁廷による決定は、自動的に仲裁条項の無効を招いてはならない。
2. 仲裁廷が管轄権を有しないと抗弁は、遅くとも、答弁の陳述書において、もしくは、反対申立てまたは相殺を目的とする申立てに関して、反対申立てまたは相殺を目的とする申立てに対する答弁書において、なされるものとする。当事者は、1名の仲裁人を任命したまたはその任命に参与したという事実による抗弁を持ち出すことを排除されない。仲裁廷がその権限の範囲を逸脱したとの抗弁は、権限の範囲を逸脱していると主張された事項が仲裁手続の間に持ち出されると即時に、主張されるものとする。仲裁廷は、何れの場合にも、遅滞することが正当化されるならば、その後の抗弁を認めることができる。

3. 仲裁廷は、前項に言及した抗弁について、先決問題として、もしくは、本案に係る仲裁判断として、決定することができる。仲裁廷は、仲裁手続に係属し、また、仲裁廷の面前にある管轄権に対する係属する不服申立にもかかわらず、仲裁判断をなすことができる。

第24条 陳述書の追加

仲裁廷は、申立書及び答弁書に加えて、更なる文書による陳述を当事者から求めることができ、または、当事者により提出されうると決定し、また、その陳述書を送付する期限を定めるものとする。

第25条 期限

仲裁廷により（申立書また答弁書を含む）陳述書の送付のために定められた期限は45日を超えてはならない。ただし、仲裁廷が、その伸張が正当化されると結論するときには、その期限を伸張することができる。

第26条 仮の措置

1. 仲裁廷は、当事者の要請に基づき、仮の措置を許容することができる。
2. 仮の措置は、紛争が最終的に決定される仲裁判断の発給する前のいつでも、仲裁廷が、当事者に、また、制限なく命ずる、例えば、以下に掲げるがこれに制限されることのない、すべての一時的な措置である。
 - (a) 紛争の決定の継続中、現状を維持し、または、回復すること
 - (b) (i)現時のかつ甚大な損害、または、(ii)仲裁手続そのものへの侵害、を引き起す恐れのある行為をなすことを阻止し、または、差し控える手段を講ずること
 - (c) その後の仲裁判断が履行確保されうる財産を保存する手段を提供

すること

- (d) 紛争解決に関連するまた重要でありうる証拠を保存すること
3. 前項(a)ないし(c)の下で仮の措置を求める当事者は、以下に掲げる事項を仲裁廷に得心させるものとする。
- (a) 措置が講じられなければ、損害賠償の仲裁判断により適宜に回復できない害が生ずる恐れがあること、また、措置が許容されたならば、そのような害が、仕向けられた当事者に生ずる恐れがある害を実質的に超えていること
- (b) 措置を求める当事者が申立ての本案について成功裏に終わる相当な可能性があること。この可能性に関する決定は、その後の決定をなす際に仲裁廷の裁量に影響を及ぼしてはならない。
4. 第2項(d)における仮の措置の要請に関して、前項(a)と(b)に定める要件は、仲裁廷が適宜であると考慮する範囲でのみ適用されるものとする。
5. 仲裁廷は、当事者の申請に基づき、もしくは、例外的な状況においてかつ両当事者への事前の通知に基づき、仲裁廷自体の発意に基づき、仲裁廷が許容した仮の措置を修正し、延期し、または、終了することができる。
6. 仲裁廷は、仮の措置を求める当事者に、措置に関連して適宜な担保を提供するよう求めることができる。
7. 仲裁廷は、仮の措置が許容された基礎となる状況における重大な変化を即時に開示するよう当事者に求めることができる。
8. 仮の措置を求める当事者は、仲裁廷が、その後、当時優越する状況で、その措置が許容されるべきでないと決定するときには、他の当事者に対して措置により引き起こされたすべての費用と損害について責任を有しうる。仲裁廷は、手続の間いつでもそのような費用と損害を付与することができる。

9. 当事者による司法機関に対して向けられた仮の措置の要請は、仲裁することの合意と両立しえないと、または、合意の放棄として、みなされてはならない。

第27条 証拠

1. 各当事者は、その申立てまたは答弁の根拠となる事実を立証する責任を有する。
2. 鑑定証人を含む、事実または評価の争点について、当事者により仲裁廷に証言することを申請された証人は、その者が仲裁の当事者である、または、当事者と何らかの関係を有するにもかかわらず、とにかく個人でありうる。仲裁廷による別段の支持がなければ、鑑定証人を含む証人による陳述書は、文書で提出され、また、それらの者により署名されうる。
3. 仲裁手続のいつでも、仲裁廷は、仲裁廷が決定する期限内に、当事者に記録、証拠物件もしくは証拠を提出するよう求めることができる。
4. 仲裁廷は、提供された証拠の許容性、関連性、重要性ならびに優越性を決定するものとする。

第28条 審問

1. 口頭の審問のときには、仲裁廷は、当事者に、その審問の日時また場所についての予めの適切な通知を与えるものとする。
2. 鑑定証人を含む証人は、仲裁廷により定められた条件の下で審問され、また、定められた仕方では尋問される。
3. 審問は、当事者が別段の合意をしなければ、法廷で開催されるものとする。仲裁廷は、仲裁の当事者である鑑定証人を含む証人が、原則として退席を求めないときを除き、他の証人の証言の間、鑑定証人を含む証人の退席を求めることができる。

4. 仲裁廷は、鑑定証人を含む証人が審問に身体的な現存することを求めない遠隔通信（ビデオ会議のような）の手段により審尋されることを命ずることができる。

第29条 仲裁廷により任命された鑑定人

1. 仲裁廷は、両当事者に諮問した後で、仲裁廷により決定さるべき特別の争点について、文書で、それについて報告する一名または数名の独立した鑑定人を任命することができる。仲裁廷により作成された、鑑定人の論究の文書の写しは、両当事者に送達されるものとする。
2. 鑑定人は、原則として任命を引き受ける前に、仲裁廷および両当事者に、その者の資格に関する記述書とその者の公平性と独立性の陳述書を提出するものとする。両当事者は、仲裁廷により命ぜられた期間内に、仲裁廷に、鑑定人の資格、公平性もしくは独立性について何らかの異議を有するかどうかについて、情報を提供するものとする。仲裁廷は、そのような異議を受け入れるかどうかについて即座に決定するものとする。鑑定人の任命後、当事者は、異議が任命のなされた後でその当事者が知り得たことに理由があるときに限り、鑑定人の資格、公平性もしくは独立性に異議を述べることができる。仲裁廷は、理由があれば、なすべき行為を即座に決定するものとする。
3. 両当事者は、鑑定人に関連する情報を提供し、または、鑑定人による検査のためにその鑑定人が当事者に求めうる関連する記録もしくは物品を提出するものとする。当事者と鑑定人の間の求められた情報または提出の関連性に関する紛争は、決定のために仲裁廷に付託されるものとする。
4. 鑑定人の報告書の受領に基づき、仲裁廷は、両当事者にその報告書の写しを送付するものとする。当事者は、その報告書について自らの意見を、文書で表明する機会を与えられるものとする。当事者は、鑑

定人がその報告書において依拠したすべての記録を調査する権限が与えられるものとする。

5. 当事者の求めに基づき、鑑定人は、その報告書の送達の後、両当事者が出席し、また、鑑定人を尋問する機会を有する審問において審尋されるものとする。この審問において、当事者は争点について証言させるために鑑定証人を出席させることができる。第28条の規定はその手続に適用されるものとする。

第30条 懈怠

1. 本規則また仲裁廷により定められた期限内に、十分な根拠を示さないときに、
 - (a) 申立人が申立書を送達することを懈怠したときには、仲裁廷は、仲裁手続の終了の命令を下すものとする。ただし、決定される必要のある事項が残存しており、また、仲裁廷が適宜であると考慮するときは、この限りでない。
 - (b) 相手方が仲裁の通知書に対する答弁書またはその防御の陳述書を送達しないときには、その懈怠そのものを申立人の主張の認容として取り扱うことなく、手続を続行することを命ずるものとする。本項の規定は、反対申立てまたは相殺を目的とする主張に対する答弁書を提出することの申立人の懈怠にも適用する。
2. 本規則の下で適式に通知された当事者が、その懈怠につき十分な理由を示すことなく審問に出頭することを懈怠するときには、仲裁廷は、仲裁を進行することができる。
3. 仲裁廷により記録、証拠物もしくは他の証拠を提出するよう適式に促された当事者が、その懈怠につき十分な理由を示すことなく定められた期限内に、それらを提出することを懈怠するときには、仲裁廷は、その手元にある証拠に基づいて、仲裁判断をなすうる。

第31条 審問の終結

1. 仲裁廷は、当事者が提供する何か更なる証拠または審問されるべき証人、提出すべき物を有するか否かを尋ねることができる。また、それが存在しないときには、仲裁廷は、審問が終結されたと宣言することができる。
2. 仲裁廷は、例外的な状況の理由で必要であると考慮するときは、その発意でもしくは当事者の申請に基づき、仲裁判断がなされる前のいつでも、審問を再開することを決定することができる。

第32条 異議申立権の放棄

本規則もしくは仲裁合意の何らかの要請への不遵守に、当事者が迅速に意義を述べることの懈怠は、その当事者によるその異議を申し立てる権利の放棄であるとなされるものとする。ただし、その当事者が、状況の下で、異議を申し立てることの懈怠は正当化されることを証明できるときは、この限りでない。

第4章 仲裁判断

第33条 決定

1. 複数の仲裁人が存在するときには、すべての仲裁判断または他の仲裁廷の決定は、仲裁人の過半数によりなされるものとする。
2. 手続問題の場合に、過半数がなく、または、仲裁廷がそれを許容するときには、必要があれば、仲裁廷の再審査に服することを条件に、主任仲裁人が単独で決定することができる。

第34条 仲裁判断の形式と効力

1. 仲裁廷は、異なる争点について、異なる時点で、別個の仲裁判断をなし得る。

2. すべての仲裁判断は、文書で作成され、両当事者に終局的であり、かつ、拘束力を有するものとする。両当事者は、遅滞なく、すべての仲裁判断を履行するものとする。
3. 仲裁廷は、仲裁判断が根拠とする理由を記載するものとする。ただし、両当事者がいかなる理由も与えられないことに合意したときは、この限りでない。
4. 仲裁判断書には、仲裁人により署名されるものとし、また、仲裁判断がなされた日を含み、また、仲裁地を明示するものとする。複数の仲裁人が存在し、かつ、その内のある者が署名できないときには、仲裁判断書には、署名の欠如の理由を記載するものとする。
5. 仲裁判断は、すべての当事者の合意に基づき、もしくは、その開示が、権利を保護し遡及するために、または、裁判所または権限を有する官庁の面前での法的手続に関連して、法的な義務を有するある当事者に求められている場合とその範囲において、公開されうる。
6. 仲裁人により署名された仲裁判断書の謄本は、仲裁廷により両当事者に送付されるものとする。

第35条 準拋法、友誼的仲裁人

1. 仲裁廷は、紛争の実質に適用されうる、両当事者により指定された法規則を適用するものとする。両当事者によるそのような指定がなければ、仲裁廷は、適宜であると決定する法を適用するものとする。
2. 仲裁廷は、両当事者が仲裁廷を友誼的仲裁人 (*amiable compositeur*) または衡平と善 (*ex aequo et bono*) として決定することを明示的に許容したときに限り、友誼的仲裁人または衡平と善として決定するものとする。
3. すべての場合に、仲裁廷は、存在するとすれば、契約書の条項にしたがい決定し、また、取引に適用されるすべての商慣習を考慮に入れ

るものとする。

第36条 和解または他の終結理由

1. 仲裁廷は、仲裁判断がなされる前に、当事者が紛争の解決に合意するときには、仲裁手続の終了の命令を下すか、もしくは、当事者により求められ、かつ、仲裁廷に承認されたときには、合意された条項を盛り込んだ仲裁判断の形式で解決を記録するかの、いずれかをなすものとする。
2. 仲裁判断がなされる前に、仲裁手続の継続が前項に記載しない理由で不必要または不可能となるとときには、仲裁廷は、手続の終了命令を下すその意思を両当事者に通知するものとする。仲裁廷は、そのような命令を下す権限を有する。ただし、決定する必要がある事項が残存し、かつ、仲裁廷が決定することが適宜であると考慮するときは、この限りでない。
3. 仲裁人により署名された、仲裁手続終了命令または合意条項を包含する仲裁判断の謄本は、仲裁廷より当事者に送達されるものとする。合意条項を包含する仲裁判断がなされたときには、第34条第2項、第4項および第5項の規定が適用されるものとする。

第37条 仲裁判断書の解釈

1. 仲裁判断書の受領後30日以内に、当事者は、他の当事者への通知書を添付して、仲裁廷が仲裁判断の解釈をなすことを要請することができる。
2. その解釈は、要請書の受領後45日以内に、文書で与えられるものとする。その解釈は仲裁判断書の一部を構成し、また、第34条第2ないし第6項が適用されるものとする。

第38条 仲裁判断書の訂正

1. 仲裁判断書の受領後30日以内に、当事者は、他の当事者への通知書を添付して、仲裁廷に仲裁判断書における計算の誤り、事務上のまたはタイプ印刷の誤り、もしくは、同じ性質の誤りや遺漏を更正するよう要請することができる。仲裁廷が、その要請が正当化されると考慮するときには、その要請の受領後45日以内に更正するものとする。
2. 仲裁廷は、仲裁判断の送達後30日以内に、自らの発意でそのような更正をなすことができる。
3. そのような更正は、文書でなされるものとし、仲裁判断書の一部を構成するものとする。第34条第2項ないし第6項の規定が適用されるものとする。

第39条 追加的仲裁判断

1. 終了命令または仲裁判断書の受領後30日以内に、当事者は、他の当事者に通知して、仲裁手続において主張されたが仲裁廷により決定されなかった請求に関して仲裁判断または追加的仲裁判断をなすよう仲裁廷に要請することができる。
2. 仲裁廷が仲裁判断または追加的仲裁判断の要請を正当化されると考慮するときには、仲裁廷は、要請の受領後60日以内にその仲裁判断をなし、または、補完するものとする。仲裁廷は、必要があるときには、仲裁判断をなす期限を伸張することができる。
3. そのような仲裁判断または追加的仲裁判断がなされたときには、第34条第2項ないし第6項の規定が適用されるものとする。

第40条 費用の定義

1. 仲裁廷は、最終的な仲裁判断書において、また、仲裁廷が適宜であると思料するときには、他の決定書で仲裁費用を定めるものとする。

2. 「費用」の用語には、以下に掲げるものだけを含む。
- (a) 第41条にしたがい、各仲裁人に関して別個に定められるべき、また、仲裁廷自体により定められるべき仲裁廷の料金
 - (b) 仲裁人により負担された相当な旅費および他の費用
 - (c) 仲裁廷により求められた鑑定意見および他の扶助の相当な費用
 - (d) 仲裁廷によりそのような費用が是認される範囲で、証人の旅費および他の費用
 - (e) 仲裁廷が、その費用額が相当であると決定する範囲で、仲裁に関連して当事者により負担された法律上および他の費用
 - (f) 常設裁判所の事務総局の料金と費用と同様に、任命する機関の料金と費用
3. 第37条ないし第39条の下で仲裁判断の解釈、構成または追完に関連して、仲裁廷は、第2項(b)ないし(f)に言及された費用を負担させることができるが、いかなる追加的料金も課することはできない。

第41条 仲裁人の料金と報酬

1. 仲裁人の料金と費用は、紛争の金額、事項の複雑さ、仲裁人により消費された時間および事件の関連する他のすべての状況を考慮して、金額において相当であるものとする。
2. 任命機関が存在するとき、かつ、任命機関が国際的な事件における仲裁人のための報酬を決定するための図式または特別の方法を適用し、または、適用すると言明したときには、仲裁廷は、報酬を定める際に、事件の状況において適宜であると考慮する範囲で、算定する図式または方法を考慮するものとする。
3. 仲裁廷は、その確立の後で、迅速に、当事者に、仲裁廷が適用する意図を有するすべての評価額を含めて、その報酬と費用を決定する目論見であるかに関して、通知するものとする。その提案後15日以内に、

当事者は任命機関に再審査の提案をなすことができる。その要請の受領後45日以内に、任命機関は、仲裁廷の提案が第1項と一致しないと認定するときには、それに必要な調整をなすものとする。その調整は、仲裁廷に拘束力を有するものとする。

4.

- (a) 第40条第2項(a)および(b)にしたがい定められた報酬と費用について当事者に報告するときに、仲裁廷は、また、通知された金額が計算された方法を説明するものとする。
- (b) 仲裁廷による報酬と費用の決定書の受領後15日以内に、当事者は、任命機関にその決定の再審査を求めることができる。いかなる任命機関合意されず、また、指名されないとき、もしくは、任命機関が本規則に定められた期間内に再審査することを懈怠するときには、その再審査は、常設裁判所の事務総長によりなされるものとする。
- (c) 任命機関または常設裁判所の事務局長が、仲裁廷の決定は第3項の下で仲裁機関の提案（また、その再調整）と一致していない、もしくは、他の理由で明らかに過度であると認定するときには、その要請書の受領後45日以内に、仲裁廷の決定に第1項の基準を満たすために必要な何らかの調整をなすものとする。すべてのそのような調整は、仲裁廷に拘束力を有するものとする。
- (d) すべてのそのような調整は、仲裁廷によりその仲裁判断書に含まれるか、または、仲裁判断書がすでに出されたときには、第38条第3項の手続が適用される仲裁判断の更正で実施されるかの、どちらかであるものとする。

5. 第3項と第4項の下での手続を通して、仲裁廷は、第17条第1項にしたがい、仲裁の手続をなすものとする。

6. 第4項の下での要請は、仲裁廷の報酬と費用以外に、仲裁判断の決定に影響してはならない。また、仲裁廷の報酬と費用の決定に関する

以外に、仲裁判断のすべての部分の承認と執行を遅滞させてはならない。

第42条 費用の割当

1. 仲裁の費用は、原則として、不成功に終わった当事者により負担されるものとする。しかし、仲裁廷は、事件の状況を考慮に入れて、割当が相当であると決定するときには、当事者間でその費用の各々を割り当てることができる。
2. 仲裁廷は、最終的な仲裁判断書で、または、適宜であると思料するときには、他の仲裁判断書で、費用の割当に関する決定の結果として、一方当事者が他の当事者に支払うべき金額を決定するものとする。

第43条 費用の寄託

1. 仲裁廷は、その設置に際して、当事者に、第40条第2項(a)ないし(c)に言及される費用に等しい額を予め寄託するよう求めることができる。
2. 仲裁手続の進行する、仲裁機関は、当事者からの補充的な寄託金を求めることができる。
3. 任命機関が合意されまたは指定され、また、当事者が要請し、かつ、任命機関が職務を遂行することに同意するときには、仲裁廷は、任命機関に諮問した後でのみ寄託金または補充的な寄託金の額を定めることができる。任命機関は、その寄託金また補充寄託金の額に関して適宜であると思料すると、仲裁廷に意見を述べることができる。
4. 要請の受領後30日以内に、求められた寄託金が支払われなかったときには、仲裁廷は、当事者の1名ないし数名が求められた支払をなすことができることを、規則にしたがい当事者に通知することができる。その支払がなされていないときには、仲裁廷は仲裁手続の延期または終了を命ずることができる。

5. 終了決定または最終的仲裁がなされた後で、仲裁廷は、当事者に受領された寄託金の計算書を交付し、また、当事者に預け過ぎの残額を返還するものとする。

附則

契約のためのモデル仲裁条項

本契約、または、本契約の違反、終了もしくは無効から、または、関連して生ずる、すべての紛争、論争もしくは請求は、国連商取引委員会の仲裁規則にしたがい、仲裁により解決されるものとする。

註. 当事者は、付加する事項を考慮すべきである。

- (a) 任命機関は、[施設または個人の氏名] であるものとする。
- (b) 仲裁人の数は、[1名または3名] であるものとする。
- (c) 仲裁地は、[都市または国] であるものとする。
- (d) 仲裁手続で使用される言語は、[] であるものとする。

可能な放棄の記載

註. 当事者が準拠法の下で利用できる、仲裁判断に対する救済を排除することを望むときには、その排除の有効性と条件が準拠法に依存していることを考慮して、以下に示唆するようなそのための規定を付加することを考慮することができる。

放棄

当事者は、本条により、仲裁判断に対して、すべての裁判所または他のすべての管轄を有する機関にすべての態様の救済を求める権利を、準拠法の下で放棄が有効になされうる限りで、放棄する。

規則第11条による独立性のモデル陳述書

開示する状況にないこと

私は、各々の当事者に公平であり、かつ、独立しております。また、私はそうあり続ける所存です。私の知る限りでは、私の公平性または独立性に関して正当化しうる疑念を生じさせるような、過去または現在のいかなる状況も存在致しません。私は、当事者および仲裁人に、仲裁の継続中、私の関心を後発的に引くすべてのそのような状況について迅速に通知いたします。

開示する状況

私は、各々の当事者に公平であり、かつ、独立しております。また、私はそうあり続ける所存です。国連商取引委員会仲裁規則第11条にしたがいなされた(a)私の過去と現在の職業、仕事および当事者との他の関係、また、(b)他のすべての関連する状況〔陳述を挿入する〕陳述が添付されております。

私は、これらの状況が私の公平性と独立性に影響を及ぼさないと確信いたします。私は、当事者および仲裁人に、仲裁の継続中、すべてのそのような関係また状況について迅速に通知いたします。

註. 当事者は、仲裁人から独立性の陳述に、以下に掲げることの付加を求めることを考慮することができる。

私は、私に現在利用できる情報に基づいて、勤勉に、効果的にまた本規則の期限にしたがい、本仲裁を行うために必要な時間を提供することを確約いたします。

協定に基づく投資家対国家間仲裁における 透明性の確保に関する UNCITRAL 規則

第1条 適用の範囲

規則の適用可能性

1. 協定に基づく投資家対国家間仲裁における透明性の確保に関する UNCITRAL 規則（以下では、「透明性の確保に関する規則」という。）は、投資または投資者の保護を規定する協定（以下では、「協定」という。）*により、UNCITRAL 仲裁規則の下で開始された投資家対国家間仲裁に適用されるものとする。ただし、協定の当事国が別段の合意をするときは、この限りでない*。
2. 2014年4月1日前に締結された条約により、UNCITRAL 仲裁規則の下で開始された投資家対国家間仲裁は、以下の場合にのみ適用されるものとする。
 - (a) 仲裁の当事者（以下では、「紛争当事者」という。）がその仲裁に関してその規則の適用に合意するとき
 - (b) 協定の当事国、または、多数国間協定の場合には、申立国と相手国が2014年4月1日以後にその適用を合意するとき

規則の適用

*透明性の確保に関する規則のために、「協定」とは、投資または投資者の保護、および、投資者が協定の当事国に対して仲裁を申し立てる権利に係る規定を含む、自由貿易協定、経済統合合意、貿易と投資の骨組みまたは協働の合意、もしくは、双方向的な投資協定を含む、二国間または多国間の協定を包含するものとして、広義に理解されるものとする。

*透明性の確保に関する規則のために、「協定の当事国」または「国家」に係る言及には、例えば、協定の当事者である地域的経済統合組織を含む。

3. 透明性の確保に関する規則が協定または当事国による合意により適用される仲裁においては、
- (a) 紛争当事者は、合意または他の方法により、これらの規則に反してはならない、ただし、協定によりそれが許容される場合は、この限りでない。
 - (b) 仲裁廷は、これらの規則の諸規定の下で有するその裁量権に加えて、紛争当事者との協議の後で、事件の個別的な状況にこれらの規則の特定の規定の要請を適合させることが、実務上仲裁を行うために必要であり、また、これらの規則の透明性を確保する目的と合致するときには、そのような適合をなす権限を有する。

仲裁廷の裁量と権限

4. 透明性の確保に関する規則が仲裁廷に裁量権を行使することを規定するときには、その裁量権を行使する仲裁廷は、以下の事項を考慮するものとする。
- (a) 協定に基づく投資家対国家間仲裁と特別の仲裁手続の透明性の確保に係る公益、また、
 - (b) 紛争の公平かつ効率的な解決に関係する紛争当事者の利益
5. これらの規則は、仲裁廷が、UNCITRAL 仲裁規則の下で、例えば第三者から提出された文書を受領することにより、透明性を確保するような仕方で行為するために有する権限に影響を及ぼしてはならない。
6. 仲裁廷は、これらの規則の透明性の確保の目的を全体的に決定する効果を有するあらゆる行為、措置もしくは他の行為に直面して、これらの目的が優先するよう確保するものとする。

抵触する場合の適用方法

7. 透明性の確保に関する規則が適用されるときには、その規則は、適

用されるすべての仲裁規定を補充するものとする。透明性の確保に関する規則と適用される仲裁規則との間に抵触が存在するときには、透明性の確保に関する規則が優先する。これらの規則の規定にもかかわらず、透明性の確保に関する規則と協定との間に抵触が存在するときには、協定の規定が優先する。

8. これらの規則のなにかが紛争当事者の抵触することができない仲裁の準拠法の規定と抵触するときには、この規定が優先する。

UNCITRAL 仲裁でない仲裁における適用

9. これらの規則は、UNCITRAL 仲裁規則とは別の規則の下で開始された投資家対国家間仲裁、または、特別の手續において、利用される。

第2条 仲裁手續の開始時における情報公開

仲裁の通知書が相手方により一度受領されたときには、各紛争当事者は、第8条で言及されるレポジトリーに仲裁の通知書の謄本を、遅滞なく、送付するものとする。相手方からの仲裁の通知書の受領に基づき、もしくは、相手方の仲裁の通知書と送付記録の受領に基づき、レポジトリーは、紛争当事者、関連する経済的な部門もしくはその申立てがなされている協定の名前に関する公の情報が遅滞なく利用されようよう対応するものとする。

第3条 記録の公開

1. 第7条の定める条件の下で、以下に掲げる記録、すなわち、仲裁の通知書、仲裁の通知書に対する答弁書、申立てに係る準備書面ならびに紛争当事者によりさらに作成されたすべての陳述書または提出書類：手續のため、上記の書類および鑑定書と証人の陳述書に係るすべての証拠の目録が作成されたときには、証拠その物ではなく、その目

録：利用できるときには、非紛争当事国（または、複数の当事国）および第三者により提出されたすべての書類、尋問調書：ならびに、仲裁廷の命令、裁決もしくは仲裁判断は、公衆に利用されようよう対応されるものとする。

2. 鑑定書と証人尋問調書は、第7条の定める条件の下で、その証拠物を除き、何人からでも仲裁廷への求めがあれば、公衆に利用されようよう対応されるものとする。
3. 仲裁廷は、第7条の定める条件の下で、自らの発意で、もしくは、求める者からの要請に基づき、かつ、紛争当事者との協議の後で、第1項と2項に規定された、もしくは、それらの条項に該当しない仲裁廷により提出された証拠物および他の記録が公衆に利用されようか否か、されうるとすればその方法を決定することができる。これには、例えば、記録が特定のサイトで利用されることを含む。
4. 第1項と2項により公衆に利用されよう記録は、第7条の下で秘匿または保護される情報の保護のためのあらゆる相当な準備または期間制限に服することを条件として、仲裁廷により、できるだけ速やかに、レポジトリに送付されるものとする。前項により利用されようよう対応される記録は、仲裁廷により、それらが利用されよう第8条で言及されるレポジトリに、そして、可能であるならば、第7条にしたがい作成された形式で、送付されよう。レポジトリは、適時に、すべての記録を受領したその形式と言語で利用されようよう対応するものとする。
5. 第3項の下で記録の閲覧を認められた者は、それらの書類をレポジトリにより公衆に利用可能にするための費用ではなく、謄写またはその者に記録を送送する費用などのその者に記録を利用可能にするすべての業務上の費用を負担するものとする。

第4条 第三者による書類の提出

1. 仲裁廷は、紛争当事者との協議の後で、紛争当事者でなく、かつ、協定の非紛争当事国でない者（以下では、「第三者」という。）に、紛争の範囲内のある事項に関する仲裁廷に、付記書を提出することを認めることができる。
2. 提出することを望む第三者は、仲裁廷にその旨を申請し、また、仲裁言語で書かれ、仲裁廷により設定された頁制限にしたがった簡潔な書面で、
 - (a) 相当であるときには、その構成員と法的地位（例えば、貿易の社団または他の非政府機関）、その全体的な目的、その活動の性質ならびに親組織（直接的または間接的に第三者を支配する組織を含む）を含むその第三者を記載する。
 - (b) 第三者が紛争当事者と有する、直接的または間接的なすべての関係を開示する。
 - (c) 第三者に提供された、政府、人もしくは組織にかかる、(i)書類の提出を準備する際の財政的または他の援助、もしくは、(ii)本条の下で第三者による適用に先立つ2年間における実質的な援助（例えば、そのすべての取引に毎年約20%の資金を提供していること）にかかる、情報を提供する。
 - (d) 第三者が仲裁において有する利害の性質を記載する。
 - (e) 第三者が、提出する文書で対象としたいと望む、仲裁における事実上または法律上の特定の争点を明確にする。
3. 仲裁廷は、そのような書類の提出を認めるか否かを決定する際に、相当であると決定する要素として、次の事項を考慮するものとする。
 - (a) 第三者がその仲裁手続に重大な利害関係を有しているかどうか
 - (b) その書面の提出が、紛争当事者の洞察、特殊な知見または見識とは異なるものを提供することにより、その仲裁手続に関連する事実

上または法律上の特定の争点決定において仲裁廷を援助する範囲

4. 第三者により作成される書類は,
 - (a) 第三者のために文書を作成した者により日付が記載され, また, 署名されるものとする。
 - (b) 簡明であり, また, 仲裁廷により許容された頁よりも長くなってはならない。
 - (c) 争点に係る第三者の明確な陳述を含むものとする。
 - (d) 紛争の範囲内の事項だけを対象としなければならない。
5. 仲裁廷は, 文書の提出が仲裁手続を阻害しまたは不当に負担を与え, もしくは, 紛争当事者に不公正な損害を与えないように確保しなければならない。
6. 仲裁廷は, 紛争当事者が第三者により提出された文書について意見を述べる相当な機会を与えられるよう確保しなければならない。

第5条 協定の非紛争当事者による文書の提出

1. 仲裁廷は, 第4条に服することを条件として, 協定の非紛争当事国から協定の解釈の争点についての文書の提出を認めるものとし, または, 紛争当事者との協議の後で, 提出を勧誘することができる。
2. 仲裁廷は, 協定の非紛争当事国から, 紛争の範囲内の更なる事項についての文書の提出を認めることができる。仲裁廷は, そのような文書の提出を認めるか否かを決定するあたり相当であると決定する他の要因と共に, 第4条3項で言及された要因と, より大きな確実性のために, 外交上の保護と同等の仕方では投資者の申立てを支持することとなる文書の提出を回避する必要性を考慮するものとする。
3. 仲裁廷は, 1項および前項による文書の提出または勧誘への返答の欠如から推論を引き出してはならない。
4. 仲裁廷は, 文書の提出が仲裁手続を阻害しまたは不当に負担を与え,

もしくは、紛争当事者に対して不公正な損害を与えないように確保しなければならぬ。

5. 仲裁廷は、紛争当事者が非紛争当事国により提出された文書について意見を述べる相当な機会を与えられるよう確保しなければならない。

第6条 審問

1. 第6条2項と3項に服することを条件として、証拠の提出もしくは口頭弁論のための審問（以下では、「審問」という。）は、公開であるものとする。
2. 第7条により、秘匿情報の保護と仲裁手続上必要があるときには、仲裁廷は、そのような保護を必要とする審問の当該部分を公開としないための準備をなすものとする。
3. 仲裁廷は、公衆の審問への参加を容易にするための支援となる準備（ビデオの接続による、または、仲裁廷が適宜であると思慮する他の方法で傍聴を組織することにより適切な場合を含む）をなすものとする。しかしながら、仲裁廷は、紛争当事者と協議の後で、状況が審問への公衆の参加のための当初の準備を実行不可能とするような、審問の非公開が支援の理由で必要となるときには、審問の全部または一部を非公開で行うことを決定することができる。

第7条 透明性に関する例外

秘匿され、または、保護される情報

1. 本条2項で定義される、また、本条3項と4項で言及される協議により明確とされた秘匿または保護された情報は、第2条ないし第6条により公衆に利用されてはならない。
2. 秘匿または保護された情報は、以下に掲げるものから構成される。
 - (a) 秘匿の営業情報

- (b) 協定により公衆に利用されることに対して保護される情報
 - (c) 相手方国の情報の場合に、相手方国の法の下で、または、他の情報の場合には、仲裁廷によりそのような情報の開示に適用されうると決定された法または規則の下で、公衆に利用されることに対して保護される情報
 - (d) その開示により法執行を阻害することとなる情報
3. 仲裁廷は、紛争当事者との協議の後で、秘匿または保護された情報が公衆に利用されうることを阻止するために、適宜なときには、以下に掲げることをなすことも含めて、準備をなすものとする。
- (a) 紛争当事者、協定の非紛争当事国もしくは第三者は、そのような情報を文書で保護することを求める通知をなす期限
 - (b) そのような記録にある特殊な秘匿または保護された情報の迅速な指定と編集の手続
 - (c) 第6条2項により求められる範囲で審問を公開で行う手続

情報が秘匿または保護されるかどうかの決定は、紛争当事者との協議の後、仲裁廷により決定される。

4. 仲裁廷が、情報はある記録から編集されてはならない、または、ある記録は、公衆に利用されることが阻止されるべきでないとして決定したときには、その記録を意図的に記録書に提出した紛争当事者、協定の非紛争当事国もしくは第三者は、記録の全部もしくは一部を仲裁手続の記録から除去することが許容されるものとする。
5. これらの規則における何物も、相手方国に、その国がその本質的な安全利益に反すると考慮する開示を公衆の情報に利用されることを求めるものでない。

仲裁手続の無欠性

6. 情報が公衆に利用されたならば、第7条により決定された仲裁手続の無欠性を危うくするときには、第2項ないし第6条により公衆に利用されてはならない。
7. 仲裁廷は、そのような情報の公開が証拠の収集または提出を妨害し、証人、紛争当事者のために行為する法律家もしくは仲裁廷の構成者への威嚇に通じうるとの理由で、そのような開示が仲裁手続の無欠性を危うくするとき、もしくは、それと比較できる程度に例外的な状況で、自己の発意または紛争当事者の申請に基づき、可能な場合には、紛争当事者との協議の後で、情報の公開を制限または遅延するための措置を講ずることができる。

第8条 公開された情報の保管

透明性の確保に関する規則の下で公表された情報のレポジトリーは、国連の事務総局または UNCITRAL により指名された施設であるものとする。

【付記】 本稿は、韓国の UNCITRAL Regional Centre for Asia and Pacific の依頼により、UNCITRAL ルールの日本語訳の取りまとめのために訳出したものである。

本翻訳は、専修大学2014年度内地研究員の作業の一つとして、「韓国における紛争解決制度、特に、ADR」・「KCAB 内国仲裁規則」・「UNCITRAL 仲裁規則(2010年改訂版)」(専修ロージャーナル10号, 2014), 「韓国著作権委員会」・「韓国国際仲裁」(専修法学論集123号, 2015), 「韓国貿易委員会」・「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」(専修ロージャーナル11号, 2015) 等とともに、研究テーマ「韓国における知的財産権をめぐる紛争とADR」の一環をなすものであることを付記する。